

一般社団法人三重県作業療法士会

選挙の管理・運営に関する手引き

平成24年 9月17日

平成30年12月14日

令和 4年12月 9日

1 (要旨)

選挙業務の円滑な管理と運営を行うため、定款施行規則第11条に基づき、選挙の管理・運営に関する手引きを定める。

2 (選挙公示と立候補の締め切り)

(1) 選挙管理委員会は、投票日の40日以前に、事務局ならびに広報部と連携し、書面又は電磁的方法により、選挙期日、選挙すべき役員の定員数及び立候補の受付期間を公示し、立候補を受け付けなければならない。但し、立候補の締切日は投票日の25日前とする。

(2) 郵送による立候補の届出は、締切日までの消印があるものを有効とする。

(3) 公示とともに、必要書類となる以下の様式を本会ホームページからダウンロードできるよう、事務局と連携の上、整備する。また事務局に対し同書類の送付依頼があった場合は、事務局より発送する。

- ① 立候補者届出用紙 (別記第1号様式)
- ② 推薦届出用紙 (別記第2号様式の1)
- ③ 候補者推薦届出承諾書 (別記第2号様式の2)
- ④ 理事会推薦届出用紙 (別記第3号様式の1)
- ⑤ 候補者理事会推薦届出承諾書 (別記第3号様式の2)

3 (立候補の届出)

(1) 理事、監事及び代表理事候補者の選挙に立候補しようとする正会員は、文書でその旨を選挙管理委員長に届出なければならない。この場合の文書は、別記第1号様式に準じて作成するものとする。

(2) 推薦による立候補は、3名以上の推薦者を必要とし、推薦者の代表が文書で届出るものとする。その文書は別記第2号様式の1に準じて作成するものとする。この場合は、本人の承諾書を添えるものとする。その文書は、別記第2号様式の2に準じて作成するものとする。

(3) (1)(2)にまつわる文書の届出方法は、郵送又は電磁的方法にて行うものとする。

4 (理事会による候補者の推薦)

立候補者が定員に満たないときは、理事会は定員と同数の候補者を推薦する。その文書

は別記第3号様式の1に準じて作成するものとする。この場合本人の承諾書を添えるものとする。その文書は、別記第3号様式の2に準じて作成するものとする。

5 (届出受理証の発行)

(1) 選挙管理委員会は、第3条及び第4条による届出に対し、事務局と連携し届出受理証を発行しなければならない。その文書は別記第4号様式の1～3に準じて作成するものとする。

(2) 前項にまつわる文書の送付方法は、郵送又は電磁的方法にて行うものとする。

6 (立候補者数の報告)

選挙管理委員会は、締め切り後すみやかに立候補者数および氏名を理事会に報告する。

7 (立候補に伴う選挙管理委員の退任と補充)

選挙管理委員が立候補したときは、委員の資格を失う。この場合は、欠員を補充しなければならない。

8 (選挙運動)

選挙運動は次の通りとする

(1) 選挙管理委員会は、締め切りを過ぎて事務局と連携し電磁的方法等を用いて、候補者氏名の選挙公報をしなければならない。

(2) 候補者及び推薦者代表が、選挙公報に意見等の掲載を希望するときは、その掲載文を文書で選挙管理委員会に申請しなければならない。

(3) 前項にまつわる文書の送付方法は、郵送又は電磁的方法にて行うものとする。

9 (選挙の方法)

選挙は、正会員による直接無記名式投票で行う。

10 (投票システムの様式)

投票システムは、選挙管理委員会指定のものとする。

11 (投票の様式と投票期間)

(1) 役員の選挙と投票の様式は次のとおりとする。但し、代表理事候補者は理事選挙にて当選していることを条件とする。

① 理事 (定員連記投票)

② 監事 (定員連記投票)

③ 代表理事候補者 (1名单記投票)

(2) 役員の選挙の順序については理事及び監事の選挙を先に行い、その当選者を確認後、代表理事候補者の選挙を行う。

(3) 代表理事候補者選挙の再投票については、1名单記投票とする。

(4) 投票期間は、その都度選挙管理委員会が定めるものとする。

12 (開票立会人)

投票開始及び開票に際し立会人2名以内を置く。立会人は、選挙管理委員長が指名する。

13 (有効投票)

有効投票数は、投票総数の3分の2以上なくてはならない。

14（無効投票）

次の投票は無効とする。

- （１）白票（誰にも投票しない）
- （２）不正な手段を用いて投票したもの

15（役員当選人の確定）

- （１）単記投票の場合は、有効投票の過半数に達した者を当選人とし、過半数に達しない場合は上位２名で再度投票を行う。
- （２）連記投票の場合は、得票数の多いものより順次当選人を決める。
- （３）当選人を決めるにあたり得票数が同じであるときは、総会においてくじで決める。
- （４）定款第２７条１項に係る役員の選任は、確定された役員当選人についてこれを行う。

16（無投票当選）

役員候補者数が定員と一致した場合は、無投票当選とする。

17（選挙報告）

選挙管理委員会は選挙当日に選挙を行い、その結果と役員選出の報告を行う。

18（手引きの変更）

この手引きは、理事会の決議によって変更できる。